

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年1月10日認可した。

平成29年1月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市川添土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下所地区
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）羽間下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）羽間荒谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）羽間下池中村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大谷池地区
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道事業）東川北地区